

介護保険事業者における事故発生時の報告等の取扱いについて

1. 事故発生時の対応

介護保険指定事業者（以下、「事業者」という。）において、事故が発生した場合は、利用者の家族と市町村に連絡することが運営基準で定められています。

2. 事故の対象

事業者が行うサービス提供中の利用者、入所（入院）者（以下、「利用者」という。）の事故とします。

3. サービス提供中の範囲

サービス提供中の範囲は、送迎、サービス提供時間中をいいますが、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、サービス提供中に含むものとします。

4. 事故の範囲

利用者の事故過失による事故など、事業者側の過失の有無を問わず、次のいずれかに該当する事故をいいます。

- (1) 誤飲・誤嚥、転倒・転落、利用者の暴力等の事故
- (2) 食中毒、感染症等
- (3) 職員（従業者）の法令違反、不祥事等
- (4) その他、報告が必要と認められる事故

5. 報告の範囲

- (1) 事故の程度は、医療機関に受診した場合、又は施設内で特別な手当てをした場合
- (2) 事業者と利用者又は家族などの関係者との間で、問題が生じる可能性がある場合
- (3) 利用者が病気等により死亡した場合でも、死亡の原因に疑義がある場合、又は問題となる可能性がある場合
- (4) その他報告が必要と判断される場合

6. 報告の手順

- (1) 事故後、事業者は速やかに村へ別紙「事故報告書」により報告してください
- (2) 事故処理の区切りがつかず、長期化する場合でも、事故概要等の先に報告できる部分は別紙「事故報告書」により適宜報告してください
その後、問題が解決し、事態が終結した時点で、改めて事故後の対応などを「事故報告書」により報告してください

7. 事故に対する対応

- (1) 事故発生時に適切な対応を行う為の事故対応マニュアルの整備を行い、従事者に周知してください
- (2) 発生した事故については、原因を解明して、再発防止に努めてください

8. 報告先

〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村健康福祉課

TEL 0721-72-0081 FAX 0721-70-2021